

泉大津市クラウドファンディング型ふるさと応援寄附金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、リビングラボの手法を用いた実証実験等を通じて、泉大津市における社会課題の解決や市民サービスの向上のために事業者、団体又は個人（以下「事業者等」という。）が創意工夫して実施するプロジェクトに対し、自己資金の調達を円滑にするため、クラウドファンディング型ふるさと応援寄附により集まった寄附金を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) クラウドファンディング型ふるさと応援寄附

ふるさと納税制度を活用し、プロジェクト提案事業者等がプロジェクトを実施するために必要な経費を、インターネット等を通じて広く不特定多数の人々から集める資金調達のこと

をいう。

(2) ふるさと納税

地方税法（昭和22年法律第67号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1) 泉大津市ふるさと応援寄附条例（平成27年泉大津市条例第1号）第2条各号のいずれかに該当するプロジェクトを行う事業者等であること。

(2) 泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(3) 泉大津市ふるさと応援寄附金「NPO等を指定した支援」による寄附金交付要綱（平成31年泉大津市告示第4号）に規定するNPO等でないこと。

(交付対象プロジェクト)

第4条 寄附金の対象となるプロジェクト（以下「交付対象プロジェクト」という。）は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 公益性が高く、本市の現行総合計画に掲げる施策と整合性のあるプロジェクトであること。

(2) 主として市内において行っている又は始めようとしているプロジェクトであること。

(3) 宗教活動又は政治活動に関するプロジェクトでないこと。ただし、国府市指定文化財の保護を目的としたものを除く。

(4) 法令に違反する事業又は公序良俗に反するプロジェクトでないこと。

(5) 寄附金の使途として社会通念上、不適切であると判断されるプロジェクトでないこと。

(6) 本市の社会課題の解決に寄与するプロジェクトであること。

(7) 泉大津市クラウドファンディング型ふるさと応援寄附金交付プロジェクト審査委員会によ

り認定されたプロジェクトであること。

(寄附金の取扱い)

第5条 市長は、泉大津市ふるさと応援寄附金条例（平成27年泉大津市条例第1号）に基づき、クラウドファンディング型ふるさと納税による交付対象プロジェクトを指定した支援（以下「交付対象プロジェクトを指定した支援」という。）を選択し、本市に寄附された寄附金（以下「交付対象プロジェクト指定寄附金」という。）を受けたときは、交付対象プロジェクトに対して第11条に規定する寄附金額を寄附金（以下「特定寄附金」という。）として予算の範囲内で交付する。

(プロジェクトの認定)

第6条 クラウドファンディング型ふるさと応援寄附により寄附金を集めようとする事業者等（以下「プロジェクト認定申請者」という。）は、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) プロジェクト認定申請書（様式第1号）
- (2) プロジェクト計画書（様式第2号）
- (3) 事業者概要書（様式第3号）
- (4) 収支計算書（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）
- (6) 印鑑証明書（プロジェクト認定申請者が法人である場合）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に定める書類の提出があったときは、プロジェクトの認定の適否を決定し、プロジェクト認定（不認定）通知書（様式第6号）により当該プロジェクトの認定をプロジェクト認定申請者に通知するものとする。

3 プロジェクト認定を受けた事業者等は、クラウドファンディング型ふるさと応援寄附により集まった寄附金が目標金額に達しない場合においても、当初のプロジェクト計画の変更又は縮小等により、当該プロジェクトを実施しなければならない。

(プロジェクトの変更)

第7条 プロジェクト認定を受けた事業者等は、認定プロジェクトの内容等に変更が生じた場合は、プロジェクト認定内容変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、承認したときは、プロジェクト認定内容変更（中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により、認定事業者に通知するものとする。

(プロジェクト認定の取消し)

第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、プロジェクトの認定を受けたとき。

- (2) 法令、定款等に違反する事象があったとき。
 - (3) その他この要綱又はこれに基づく指示に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、プロジェクト認定取消通知書（様式第9号）により認定事業者にその旨の理由を付して、速やかに通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたとき又は前条の規定による中止若しくは廃止の申請があったときは、交付対象プロジェクト指定寄附金を泉大津市ふるさと応援基金に振り替えることができる。

（謝礼品の贈呈）

第9条 市長は、特定寄附金の交付を受けることができる事業者（以下「寄附認定事業者」という。）が謝礼品の贈呈を希望する場合、寄附者に対し、泉大津市ふるさと応援寄附条例施行規則（平成27年規則第1号）第6条に規定する謝礼の品を贈呈できる。

- 2 前項の謝礼品は、原則として地場産品等に限る。また、謝礼品の上限額は当該寄附額の30%とする。

（交付対象プロジェクト指定寄附金の募集）

第10条 市長は、第6条第2項によりプロジェクトを認定したときは、クラウドファンディング型のふるさと納税として寄附を募集するものとする。

- 2 市長は、寄附認定事業者の提案を参考として、クラウドファンディングによる寄附の募集期間を決定するものとする。また、当該募集期間は、認定を受けた事業年度（4月1日から3月31日まで）内に寄附金の募集を完了するものとする。
- 3 寄附認定事業者は、交付対象プロジェクト指定寄附金の募集に必要な画像データ及び関連する資料を市長に提供するものとする。
- 4 クラウドファンディングサイトに掲載された内容等に関する紛争、トラブル等については、市長及び寄附認定事業者双方協議し、解決にあたるものとする。また、責任については、市長及び寄附認定事業者双方協議の上、決定するものとする。

（特定寄附金の交付額）

第11条 交付する特定寄附金の額は、交付対象プロジェクト指定寄附金から交付対象プロジェクトを指定した支援に係るクラウドファンディングサイトの掲載費用、寄附金決済に係る費用その他事務経費に係る費用並びに礼状及び謝礼品の贈呈に係る費用等の経費相当額を差し引いた金額とする。但し、ワンストップ受付業務委託費用は市が負担するものとする。

- 2 市長は、前項の交付額を交付可能寄附金額確定通知書（様式第10号）により寄附認定事業者に速やかに通知するものとする。

（特定寄附金の交付申請）

第12条 寄附認定事業者は、前条に規定する特定寄附金の交付を受けようとするときは、認定を受けた事業年度が終了するまでに、寄附金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（特定寄附金の交付決定）

第13条 市長は、前条の交付申請があった場合は、当該申請にかかる書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請にかかる特定寄附金を交付すべきと認めたときは、特定寄附金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

- 2 市長は、特定寄附金の交付を決定する場合において、特定寄附金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、第1項の審査又は調査の結果、特定寄附金を交付することが不適当であると認めたときは、速やかに特定寄附金を交付しない旨の決定をする。

（特定寄附金の交付決定通知）

第14条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により交付決定した内容及びこれに付した条件を寄附金交付決定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定により特定寄附金の交付をしない旨の決定をしたときは、その旨の理由を付して寄附金不交付決定通知書（様式第13号）により申請者に速やかに通知するものとする。

（特定寄附金の交付）

第15条 市長は、前条第1項による特定寄附金の交付決定の通知後、特定寄附金を交付するものとする。

- 2 前項の交付を受けた寄附認定事業者は、特定寄附金の交付日から10日以内に寄附金受領書を市長に提出するものとする。

（特定寄附金交付の取消し等）

第16条 市長は、寄附認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、特定寄附金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により特定寄附金の交付の決定を受けたとき
 - (2) 特定寄附金を他の用途に使用したとき
 - (3) 特定寄附金の交付の決定の内容、これに付した条件又はその他法令等に違反したとき
- 2 市長は、特定寄附金の交付の決定の取消しをしたときは、速やかにその旨について理由を付して寄附認定事業者に文書で通知するものとする。

（特定寄附金の返還）

第17条 市長は、特定寄附金の交付の決定後に認定プロジェクトの内容等に変更（中止・廃止）が生じた場合において、認定プロジェクトの当該変更に係る部分に関し、交付された特定寄附金の一部又は全部の活用が見込めないときは、文書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、特定寄附金の交付の決定を取消した場合において、認定プロジェクトの当該取消しに係る部分に関し、既に特定寄附金の交付がされているときは、文書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第18条 特定寄附金の返還に係る加算金及び延滞金については、泉大津市補助金交付規則（平

成21年泉大津市規則第3号) 第18条の規定を準用する。この場合において、「補助事業者」とあ
るは「寄附認定事業者」と、「補助金等」とあるは「特定寄附金」と読み替える。

(返還された特定寄附金の取扱い)

第19条 返還された特定寄附金については、原則として泉大津市ふるさと応援寄附条例(平成
27年泉大津市条例第1号)第2条第1項第4号「市長が必要と認める事業」への寄附として、
基金に積み立てるものとする。

(個人情報の保護)

第20条 寄附認定事業者は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別するこ
とができるものをいう。)の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、
個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(実績報告)

第21条 寄附認定事業者は、毎年度3月31日現在で、交付された特定寄附金の当該年度における活用実績について記載した実績報告書(様式第14号)、収支決算書(様式第15号)及びその他市長が必要と認める書類を、市長に対し、その指定する期日までに提出しなければならない。

(状況報告及び調査)

第22条 市長は、特定寄附金の使途に関し、必要があると認めるときは、寄附認定事業者に対して、特定寄附金の使途について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(財産の処分の制限)

第23条 寄附認定事業者は、認定プロジェクトにより取得し又は効用に増加した次の各号に掲
げる財産を、市長の承認を受けないで、特定寄附金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交
換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、特定寄附金の交付の目的及び当該財産
の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合はこの限りでない。

- (1) 不動産及びその從物
- (2) 機械及び重要な器具のうち市長が指定するもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(書類の保存)

第24条 特定寄附金の交付を受けた寄附認定事業者は、認定プロジェクトの実施に関する書類
及び帳簿等の関係書類を、特定寄附金を交付した会計年度の属する年度の翌年から起算して5
年間保存しなければならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。